国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局海上安全環境部

令和５年１０月１２日

（連絡先）
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官　中川・風岡・山本
TEL ０５２－９５２－８０１２

# 輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

令和５年８月１９日に長良川において鵜飼観覧船が長良橋下流へ流された事故を受け、中部運輸局では、８月２２日および９月４日に岐阜市（鵜飼観覧船事務所）に対して海上運送法第２５条に基づく立入検査を実施しました。

立入検査の結果、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

## １．発出年月日

令和５年１０月１２日

## ２．事業者の概要

事業者の名称：岐阜市
事務所の位置：(鵜飼観覧船事務所) 岐阜市湊町１－２
代表者名　　：岐阜市長　柴橋 正直

## ３．事案概要

令和５年８月１９日に、岐阜市が経営する旅客不定期航路事業（岐阜市観覧船航路）において運航する旅客船が、鵜飼観覧中に急な突風を伴う豪雨により流されたのち、中州に乗り上げ旅客２名が軽傷を負う事故が発生した。

中部運輸局では、同年８月２２日及び９月４日に、海上運送法第２５条第１項に基づく検査を実施したところ、運航管理者が気象・水象に関する情報、その他航行の安全の確保のために必要な事項を把握し、必要に応じて船長に連絡していなかったこと等、安全管理規程に定める事項が遵守されていなかったことが確認された。

## ４．指導の内容

下記に係る措置について、令和５年１１月１１日までに当局あてに文書にて報告すること。

１．安全統括管理者は、安全管理規程第１７条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を全従業員へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

２．運航管理者は、安全管理規程第１８条に基づき、観覧船の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。

３．安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第１７条及び第１８条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第５０条に基づき、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。

４．船長は、安全管理規程第２５条および運航基準第３条、第４条に基づき、気象・水象が一定の条件に達したと認めるとき又は達するおそれがあると認めるときは、運航中止の措置をとること。また、発航中止に係る判断を行うにあたって、自ら直ちに判断することが困難と認めるときは、運航管理者と協議を行うこと。

５．運航管理者は、安全管理規程第２９条に基づき、気象・水象に関する情報、その他航行の安全の確保のために必要な事項を把握し、必要に応じて船長に連絡すること。

６．運航管理者は、安全管理規程第４５条および事故処理基準第７条に基づき、船長からの連絡等によって事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置を講じること。